

企画趣旨

谷口太規

1 複雑な世界と境界

「この複雑な世界を、複雑なまま生きることはいかなるのだろうか。」鈴木健は、その著書『なめらかな社会とその敵』¹⁾の出だしをこう始める。鈴木は、年少期に住んでいた西ドイツから修学旅行で東ドイツに行った際、わずか2週間前に壁を越えようとして射殺された犠牲者の名が刻まれているのを目撃した。しかしその5ヶ月後に、突如として壁が壊されたとのニュースに接する。そして、あの犠牲者もあと半年待てば壁を越えられたのか、そういったたまれない気持ちになったという。「この世界に境界が引かれていることのナイーブな違和感、少年時代のそうした原体験の多くを、人々は忘れてしまう。世界をあるがまま観ることは許されず、他の人がそうであるように世界を単純化して観るようになっていく。」

複雑系科学者である鈴木は、世界を単純なものとして認識するのは人間の持つ認知的限界に由来しており、インターネットと複雑系科学を用いた技術的な方法によってその限界を突破することで、「世界を複雑なままに生きる」ことができるのではないかと述べる。そして技術システムによるその限界の乗り越え——「なめらかな社会」の

実現——を提示する。

法の世界にたずさわる私たちはこの問いにどう応答できるのだろうか²⁾。法は要件を設定し、効果を規定する。要件を満たす人が満たさない人か、法にその境界は内在している³⁾。昨今、この社会における分断の深刻化があちこちから指摘されているが、その分断は政治的言説に関するものにとどまるわけではない。法によって定められる境界が、この分断の原因にもなり、手段にもなり得る。例えば、つい最近政府は「外国人との秩序ある共生社会」なる政策を打ち出したが、そこでまず持ち出されたのが外国人の帰化要件の厳格化⁴⁾であることは分かりやすい例だ。帰化審査は既に厳格かつ政府の大きな裁量のもとで審査されている⁵⁾。それでもなお日本人かそれ以外かの境界について、境界をまたぐ難易度を上げようとしているのは、境界にそびえる壁の高さを上げること自体の持つ効果が企図されての法変更が目指されているのであろう。

しかし、法の境界設定に関わらず、現実には人間存在は自身の中に複数性やスペクトラムを持っている。また人間の社会的位置付けも常に推移する動的なものでもある。むしろ、自己／他者境界の設定こそが「自己」の輪郭を定めると考えられる。すなわち、権利の主体／非主体の境界は自明

1) 鈴木健『なめらかな社会とその敵』(勁草書房、2013年)。

2) 同じ問題意識に基づき、本特集とは異なる視点からの応答を試みるものとして水野祐『法のデザイン』(フィルムアート社、2017年)。

3) 刑法や不法行為法などさまざまな法の基礎になっている「責任」についての概念もまた、結果の及ぶ範囲を囲い込む＝境界を引くものでもある。歴史的に構築されたものや、あるいは複雑に絡み合った因果関係のごく一部のみを取り出し、仮定された「自由意思」と結びつけて処理する分類システムという側面も大きい。鈴木も同様の指摘をしている(鈴木・前掲注1) 7頁)。

4) 国籍法5条1号が定める5年以上日本に住所があることという要件を引き上げるという。入管という行政が設定したガイドラインを元にして、法がそれとバランスが取れないという逆転した議論が起きている。

5) 例えば居所についても、3年以内の居所については全てその地図を書かせて提出させ、実際に現地調査が行われることもあると言う。最近の審査は1年半から2年にわたることもある。以前はかなりの割合で認められていたが不許可率は近年大きく上昇している。